

令和 8 年度千曲市施設園芸等燃油高騰対策支援金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、燃油価格の高騰が施設園芸における農業経営に多大な影響を与えていることから、農業者の負担軽減を図り営農の継続を支援するため、千曲市食料・農業・農村振興対策事業補助金交付要綱（平成 22 年千曲市告示第 10 号）第 3 条別表中 22 号の特認事項として、予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 施設園芸 加温設備を有する屋内施設において栽培する花卉、野菜、果樹、菌床きのこをいう。
- (2) 燃油 施設園芸において加温専用器具の燃料として使用する重油又は灯油という。

(支援対象者)

第 3 条 支援金の対象となる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 千曲市内にある屋内栽培施設において、販売目的の施設園芸を営む者
- (2) 令和 8 年 4 月 1 日時点で施設園芸を営んでおり、引き続き事業継続の意思がある者
- (3) 市税の滞納者でないこと。
- (4) 千曲市暴力団排除条例（平成 24 年千曲市条例第 41 号）第 2 条第 1 項に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは反社会勢力（以下「暴力団等」という。）に該当しない者又は暴力団等と関係を有しない者
- (5) 前項の規定のほか、市長が特に必要と認めた者は、支援金の支給対象とする。

(支援対象及び期間)

第 4 条 支援金の対象は、前条に定める対象者が施設園芸に用いるため、令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日に購入した燃油とする。

(支援金の額)

第 5 条 支援金の額は、前条に該当する燃油 1 リットルあたり 8 円を乗じて算出し、端数は生産者ごとに千円未満を切り捨てとする。

(交付申請)

第 6 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千曲市施設園芸等燃油高騰対策支援金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、令和 8 年 1 月 30 日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 灯油または重油を購入したことがわかる書類（納品書など）
- (2) 支援対象期間において、施設園芸作物を出荷又は販売した実績が確認できる書類。
- (3) 千曲市施設園芸等燃油高騰対策支援金交付請求書（様式第2号）
- (4) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第1項の規定による申請は、1生産者につき1回限り行うことができる。
（支援金の支給可否決定）

第7条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により支援金の支給可否を決定するものとする。
（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定により支給を決定したときは、千曲市施設園芸等燃油高騰対策支援金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
（検査等）

第9条 市長は、交付の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、申請者に対して報告及び関係書類の提出を求め、帳簿、書類等を検査することができる。
（支給決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が虚偽、その他不正な手段により支援金の交付決定を受けたと認めたときは、支援金の交付決定を取り消し、既に交付した支援金の返還を求めるものとする。
（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
（施行期日）

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
（失効）

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。